

令和4年鞍手町議会第7回定例会会議録（第3号）						
令和4年12月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年12月14日 午後 1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和4年12月14日 午後 2時40分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会 議 録 署 名 員	12	的 野 信 之		13	須 山 由 紀 生	

職 務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和4年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月14日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第60号 鞍手町手話言語条例
- 日程第2 議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例
- 日程第3 議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第68号 令和4年度 鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更
- 日程第11 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除
- 日程第12 議案第71号 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結

令和4年12月14日（第3日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第60号 鞍手町手話言語条例を議題とします。

質疑は、ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

まず、全体的な事をお伺いします。手話という事は、手話というのは現時点においては、私の単純な認識ですけどこれは、コミュニケーションツールである。というふうな受け止めをしております。

今回の条例制定によって、手話を言語と位置づけ、ろう者等の社会進出を手助けする事への町の姿勢を示すもの、というふうな認識をしておりますが、この理解でよろしいですか。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。ただいま議員がおっしゃられた通りでございます。

手話につきましては、2006年、平成18年の12月、国連総会本会議で採択されました障害者の権利に関する条約、この中で既に、言語であるというふうに明記をされております。

本条例を制定する事によりまして、ろう者等の意思疎通の手段の確保等に関する施策を推進し、手話を使って共生する地域社会の実現を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そういった認識のもとでいきますと現在町では、そういった、ろう者等に対する事業を色々と進め、推進されていると思いますけども、他行政もしくは関係団体、関係機関というかそういったものとの関係性を深めて事業を推進していくんだと。

この条例が制定されて、すぐに何か新しい事業を行うというような計画ではなくて、そういった関係性を深めていくための、一つの条例だよ。という理解でよろしいのですか。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。ただいま議員がおっしゃられた通りでございます。

現時点で、条例制定による本町の取組に大きな進展というものは、ございませんけども、1市2町、宮若市、小竹町、鞍手町、その1市2町で関係団体と進めて行く事が重要であるというふうに考えておりますので情報を共有し、施策について密に連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

全体的な事は、分かりました。ちょっと中身についてなんですけど第1条に手話を必要とする者というふうに言い換えるとなっておりますので、その表現を使わせてもらおうと手話を必要とする者が、安心して生活する事のできる共生社会の実現に寄与すると第1条の最後ですね。そういうふうに載っております。

そして、第4条に町民の役割というところに町民は、地域社会で云々から始まりまして暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努める事と、手話を必要とする人と手話でコミュニケーションをする事によりというふうに条例第4条で表現されています。

町長にお伺いしたいのですが、町民に対して、どういうふうに、この手話を普及させよう、また推進していこうというふうにお考えなのですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これはですね、この条例が制定する前から六嶽という、手話をされる方たちが初級、中級という形で手話の講習会をしております。そういった講習会を通じてですね、一般の方たちに手話の普及を図って行きたいというふうに思っています。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第60号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

まず、この議案が今回、課室設置という形で出されています。これに関しまして、ちょっと何点か確認を取りたいのですが、まずこの実施時期なんですよ。

お聞きしたいのは、令和5年4月1日付けで、これが変わるわけですよね。そうしますと来年のカレンダーを見るとね、土・日なんですよね。4月1日が土曜日、4月3日から新業務が始まるわけですが、これどのような計画で各課室の再編を考えていらっしゃる。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回の組織機構改革につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように4月1日からという事で考えております。

今回につきましては、4月1日が土曜日、2日が日曜日というふうな形になっておりますので、その期間内で引っ越し等々の業務を行って行こうというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そうするとね、土・日を利用してという事ですね。休日出勤ありきで計画するという事ですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

これまでも組織の機構改革については、実施しておりまして、その際にも土・日を利用して引越し等の業務をさせていただきました。

この理由につきましては、あくまでも町民の方に、ご迷惑をお掛けしないようにという事で職員の方で対応するというふうな形で行ってきております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

土・日を利用してね、職員の方が協力していただいて、ご自分たちで移動等を行うと。

いう回答だと思うのですが4月3日の日に滞りなく朝を迎えられるよう期待しております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

まず、年度替わりに、この課室が全部変わってくるわけですね。それで1番やっぱり、2日間余裕があるとはいえ1番は、町民の来庁者の利用をどうするかと、その方たちがスムーズに、いろんな手続なりをできるようにというのがやっぱり1番の目的だろうというふうに思いますけども、これについては、庁舎内の案内だとか、いう事についてはどういうふうに考えているのでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

その点につきましては、今回の議案を提案させていただいて議決をいただきましたら、各所管全て調整をさせていただいて住民の方にスムーズに案内ができるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

町民の周知については、前もってできるのでしょうかけれども実際に年度替わり、年度替わって来庁者が私は、この件で聞きたいけど、どこに行ったらいいんだろうかというふうにまず悩まれるだろうと思うんですよ。

表に何課、何課というのは、出てくるでしょうけれども、この問題については、どこに行けばいいのかっていうのは、まず事務分掌がもう変わってきているので、その案内を実際に置くのかどうか。

やはり最初は、置くべきだろうというふうに思うわけですが、その点については、どういうふうに考えていますか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

先ほど、議員がおっしゃいました住民に分かりやすいようにというふうな事なんですけれども、まずは広報等々で住民に分かりやすく周知をさせていただきたいと思えます。

また、来庁者の方につきましては、調整をしながら、住民の方に不便がないような形で対応をして行きたいと考えております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

来庁者の方への案内というのは、ぜひ分からない事がないようにスムーズに行けるように、していただきたいというふうに思いますけども、今回、課室を全部変えると、入替えたわけですけども全職員が内示等でというか異動等で職場が変わってくるわけですよ。

職員もいろんな混乱を招かないようにしないとイケないというのが一つと、もう一つは、事務分掌をいろいろ振り分けたわけで、これが前回の議会の一般質問で私は、発言させてもらいましたけども、これである程度、均等に業務がこなせるという形になっているのかどうかというのを教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。まず、事務分掌の配分と、今回の組織機構改革案につきましては、もととも、令和2年の10月に作成されておりました。

今回、管理職会でまずは、この説明を再度行いまして、その後、全課局に対してヒアリングを実施しまして所掌事務の整理をさせていただきました。

最終的に、11月29日の管理職会におきまして本議会に提案させていただくことを決定しましたので事務分掌に関して、町長部局につきましては、8課を9課にするという事で配分については、問題がないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員、もう一度お願いします。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

もう一つ聞いたのが、年度替わりで職員が全部異動しますよね。課室も全部変わってくるわけでそこで、いろんな混乱が生じて来るんじゃないだろうかというふうに思うので今回、例えば内示をいつも通りするのか、それとも前もって、いやできるだけ早めにやって、そうして、そこがスムーズに4月3日からは、スムーズな業務が行えるよという事での、そこで混乱が生じないように、するべきじゃないでしょうかと。いう事で質問したわけです。

もう一度、答弁をお願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）



町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今、宇田川議員がおっしゃられるような懸念は考えております。

それで、特に人事異動につきましては、私自身通常よりも早めに、人事異動については、行いたいと、そしてある程度の期間を置いて、事務分掌なり自分の担う業務なりが、職員が理解していただけるような形で、4月3日の開庁を迎えたいというふうに考えています。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑はありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

全体的にお伺いします。まず課室設置、組織改編というかそういったものに関しては、新庁舎ができて行くと。いった事が自然じゃないかなっていうふうに受け止めております。

それで、この時期に行う理由というのは、何かあるのですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回の組織機構改革は、社会情勢の変化に伴う、業務量の増加の対応と、住民サービスの向上を図ることを第一義としております。

併せて新庁舎移転も見据え組織の見直しを行っております。

現時点で、新庁舎工事の工期が令和6年8月31日となっており、それ以降を引越しの時期と想定は、しておりますが組織機構改革を年度途中で実施する事は、システムの切替えが非常に困難なことや様々な業務に支障が出る事が懸念されます。

そういったことから、また、今年度につきましては、議員の皆さんもご承知のとおり電子機器のリプレースの時期でもある事から設定業務等が、安価な金額でできることも一つの理由となっております。

そのため、庁舎移転前に組織を改編し、今後のDX推進等の業務改善も視野に入れ業務の効率化、住民の利便性の向上が図れるように計画を策定しておりますので、今回の時期が最適と判断いたしました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

各課それぞれに対していつも思うことは、業務量のバランスというか、そういったものを考慮したとき組織改編というのは必要だろうと。いうふうに考えますし、十分に今回のこの先ほどの、質問したものと重なるところもありますけど十分に熟慮して、そして今回このような形での組織改編の提案だと。

こういうふうに理解をしておりますが、まずそれで、そういった理解で間違いないかというのと、委員会においては、機構的に人員配置とか、そういったものが本当に、そのバランス良く取れているのかとか、そういった事までお伺いをしたいというふうに考えていますので、ぜひ委員会においては、そういった資料の提出という事も求めたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

前段のご質問につきましては、議員のおっしゃるとおりのご理解で構わないと思っております。

また、組織機構に関する資料につきましては、議会事務局を通しまして委員会の方に提出をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

3回目ですので最後の質問をしますけども、これは町長にぜひお伺いしたいのですが、常に職員の声を十分に聞いて職員の方が疲弊しないような環境づくり、こういったものを常に改善に努めながらやって行くという、お気持ちがあった上での組織改編だというふうに理解したいんですけど町長いかがですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

議会におきまして、この組織機構改革について、ご承認をいただいた後についても、係内の業務等について整理をしていく事としておりますし、なお組織機構改革については、その時の社会情勢等により、改編が必要である場合もあります。

その際には、職員の意見を聴取しながらしていきたいと思っております。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第61号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

まず、町長事務部局の人数が減っている。この理由について教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。町長事務部局の職員が、138名から119名と19名の減となっておりますが、この理由につきましては、従来、保育所が5ヶ所であったままの定数となっている事から今回のタイミングで改定する事といたしましたので大きく減少というふうな形になっております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

これまでの人数と町長事務部局の人数と保育所の関係も含めて、変わらないんでしょう

か。減っているのでしょうか。増えているのでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

実態で、お話をさせていただきますと現町長事務部局の職員数は110名となっております。

今回のこの条例改正におきましては、119名という事で9名の増という事になっております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

これまで足りない分は、会計年度任用職員で補ってやってきたんじゃないでしょうか。

今回は8課から9課に課室は増えてですね、とすれば管理職も増えてくるわけで、その業務自体が、その分やっぱり増えてこないといけないんじゃないかとかというふうに思うんですね。

ですから、そこを勘案して119名か、できればそこは正職員で補う、やっていただきたい。それでも足りない部分を会計年度任用職員で、そういうところでも補充をするとか、そういう事も考えていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今回の定数の、改定につきましては、先ほど課長が答弁したとおりであります。

今後につきましては、課は一つ増えるという事にはなりますが、先ほどの答弁にもありましたように業務の効率化、そしてこれから先は、DXの推進という事で考えておりますので一旦は、現状の定数で推移をしたいというふうに考えております。

しかしながら議員が、ご指摘のように業務が、今後もかなり増えてくるというような事がありましたら、その際には、定数についても考慮していきたいというふうに考えておりますので今回につきましては、定数を119名という事で改定をしております。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

そのところですけれども、定数外っていうのがありますね。第4条、定数外とすると、これ現在何人定数外の方がいらっやって改定によって、どのように変わっていくのか、お尋ねいたします。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

今回の定数外の職員につきましては、介護保険の方に、連合の方に派遣しております2名となります。

今後につきましては、このように今回、定数外規定の方を設けさせていただいております。

本来、休職であったり、育休であったりした場合につきましては、そこを会計年度等々で補充をしていたような事なんですけれども、今後につきましては、そういうふうなものが発生した場合につきましては、今後の採用状況を考えながら退職者が2年後に出るとか1年後に出るという事が分かれば、そこに定数外規定という事で職員を配置する事ができるというふうな規定も今回新たに設けさせていただいておりますので今後は、そういう形で、実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第62号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

今回の、これを見ますと増額の方での変更だというふうに理解しておりますけども、本来であれば12月の多分これ賞与とか、そういうものも関係してくると思うんだけど、その支給日までに、臨時会を開くなり議会の審査を受けるべきだ。

こういうふうに思うのですが、増額だから後日で構わない。というような判断で、もしあるのであれば非常に危険な判断である。というふうに指摘せざるを得ないんだけど、どういう理由で事前に、その議会の審査を受けなかったのですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回の給料改定につきましては、人事院が行う人事院勧告に基づき、例規改正それに伴う、予算の補正を行っております。

今回は、給料の月額と勤勉手当の増額改定であります。

減額と違い、職員が不利益を被るわけではないため、多くの自治体が12月議会に議案として提案しております。

なお、給料改定が行われた場合の差額分につきましては、令和4年4月1日まで遡及し、12月27日に支給する事としております。

また、そういった事ができるのかという部分につきましては、附則の第2条で規定しております。改正後の給与条例の規定による給料の支払い済みと給与は、内払いとみなされるため差額分につきましては、後日支払う事が可能となっておりますので今回この12月議会の方に提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑はありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

今回の改定によって、職員の給料がどういうふうになったのか。教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回の給料改定の内容をご説明させていただきたいと思います。

今回の給与改定につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴いまして本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、民間給与との格差921円を解消するため月例給を令和4年4月分から遡及して平均0.3%の引上げとする改正を行っております。

また、勤勉手当につきましては、年間支給割合が1.9月分を0.1月分引上げまして、年間支給割合を2ヶ月分とするものであります。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

それで、平均給与額が、どういうふうになったのですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。影響額といたしましては、一般職の40歳未満の職員で最高額4千円の増額が行われております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第63号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

今回、督促手数料を廃止するという事に、至った経緯について教えてください。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。令和５年度より、地方公共団体と金融機関の収納業務の効率化及び電子化のために、地方で統一QRコードを活用した収納共通システムが始まります。

その結果、ほぼ全国の金融機関におきまして、納付書での納付が可能になります。

しかし、今まで金融機関の窓口業務の方で督促手数料１００円を付けていただいて徴収していただいていた業務が今後は、その納付書に記載されてある金額どおりの額面でしか徴収出来ないという事になります。

今後も、その督促手数料を徴収する事を続けるためには、改めて督促手数料の１００円を徴収するための納付書を郵送して金融機関の方で納めていただく必要が生じます。

納付書を作成する際につきましても、金融機関で督促状を送付した後に納付してあるものかどうか全て収納日を確認する事務作業も増えてきますので、そういった事を総合的に判断させていただきまして今回、督促手数料を廃止するという事を提案させていただいております。

以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

それで、それ以前に督促料を課せた部分については、これまでどおりとするというふうに書いてあるわけですがけれども例えばまだ、何らかの税金なりを納められてないと。そうしたら、その前に督促を何回かしていると思うんですけども、その分がついているわけですよ。

今回からは、それはもう付けなくなるという事になると思うんですけど、それはどういう扱いになるんですかね、その従前の督促料というか、もう一緒になっているんですか。

○税務住民課長（石田 克君）



議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。まず、督促状の発送につきましては、納期限を過ぎて20日以内に納付をしない場合については、通知するものとなっておりますので督促状を発送するものにつきましては、納期につき必ず1回、必ず督促状を送る事となっております。

今回、4月1日以降に発行する督促状につきましては、今後は、その督促手数料の方を徴収しないという事になりますので今年の3月末までに納期が過ぎて20日を過ぎたものについては、20日以内に督促状を発送しますので過去における督促状を発送したものにつきましては、従前のおり今後も督促状については、徴収をさせていただく。という事になります。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

もう議案が可決したら、もうその時から施行するようにしたら1番いいんじゃないですか。そして、もう督促手数料は、これからは取りませんよ。1番すっきりするんじゃないですか。提案されていますからそうは、行かないでしょうけど。

私は、そういうふうに思いますけども考えを教えてください。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

今年の3月末までに、発送する督促状につきましては、その督促状の中に督促手数料を徴収するという事を明記しておりますので、その明記している分につきましては、従前の通り徴収をさせていただくという考えであります。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第64号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第6号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の16頁をお開きください。

1款 議会費及び2款 総務費について16頁から22頁まで質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

タブレット頁で言いますと12頁、資料頁で言いますと19頁の中段です。

システム補修委託料というのが、108万9,000円程度上がっていますけども、これがあるですかね、今回の組織改編等で課名とか、それらに付随するコードとか、そういったものの変更等に関する経費だと、いうふうに考えられる。そういうふうに受け止めて考えているんですけど。

この他に、費用の中に何か想定されているもの、といったものがあるのかなのか、そのへんまで含めて教えて下さい。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今、システム保守委託料で108万9,000円を補正させていただいております。この分につきましては、先ほど議員がおっしゃられた通り課名の変更やシステムの設定変更に関わるものとなります。

なお、その他にも今回のこの108万9,000円の中にはホームページ関連の作業の経費も含んでおります。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

ここで言っているのかどうか、全体的なところで言ったほうがいいのか、ちょっと分からないんですけど、課室の変更に伴うものだという事なので、あえてお伺いしますが、これ

全体的に見て備品の購入費がないんですよ。

書庫等の。それが見当たらないんだけども現在あるそのキャビネットの数、そういったものをデータ化しているから書類が少し減っているのかなとは思うけど必要ないのですか。

本当に買わなくて大丈夫なのですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。先ほど議員がおっしゃいました書類等の保管庫を購入する備品の購入費につきましては、現在使用しているものを活用させていただきたいと考えております。

今回については、購入は発生いたしません。効率よく業務を行うために8課から9課という形で増えておりますが町全体の業務量の変化は少なくまた、業務内容も分散するため備品を新たに備える必要は、ないというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

これも、この場で質疑していいかどうかと私自身考えるところがありますが新年度から課室変更して課名が変わって、なおかつ8課から9課に増加する。といった時に役場から出す封筒とか書類関係で封筒名とかで大体課名が入っていますよね。

その経費も全体的に見させてもらったけど、どうも見つけられないんだけど、新年度からだから新年度予算の方に入れるのか、どうか分かんないけど、そのへんの考えはどうなんです。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今、議員がおっしゃてる部分につきましては、印刷物についての部分だと思えますけれども封筒等の印刷につきましては、共通の印刷物のため課名を入れておりません。そのまま使用する事が、できますので今年度作成した部分についても来年度以降も使えるというふうな形になります。

また、税の納付書等につきましては、確かに議員がおっしゃるように課名が入っている部

分もあります。この部分につきましては、使用頻度に応じて調達をする形をとっておりますので別途、今回の予算で計上する必要がございませんでしたので今回には含まさせていただいておりません。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

23頁の、個人番号カード普及事業費ですが、これは国の予算が付いているみたいですが、この普及事業という何をされるんですか。具体的に。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

まず、具体的に申しますと当町の当面の目標といたしましてマイナンバーカードの申請率を12月までに70%を目標にしております。12月末までに申請をされた方がマイナンバーカードの交付を2月末までに、全ての方に完了することを目的として、今回予算を計上させていただいております。

それで具体的には、今マイナンバーカードの交付窓口を1ヶ所にしておりましてけれども、それを全ての方に受け取っていただく必要がございますので、受け取りの場所を1ヶ所増設させていただいております。

それに係る、会計年度任用職員の人件費がそれに当たります。

普及啓発といたしましては、今企業の方に出張で申請の受け付けを行っていたり、あるいは、12月中ですけれども中央公民館と福祉センターの方で臨時申請窓口を設けて、そちらの方で申請等、行なえられるような形でしております。

また、あと町の関係部局といいますか区長会、あるいは農業委員の方にも、色々とそういったところをお願いをしながら、普及啓発という形の事業を行っております。

後、ワクチン接種会場の方に行きまして、普及啓発も現状行っております。そういった事業を今行っているところです。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

１２月末までに７０％を目標として、という事なんだろうが現在の普及率は何％なのか。教えてください。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。１１月末の現状ですけれども、申請率につきましては、５９．７２％で、交付率が４６．５１％になっております。

以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

はい。分かりました。その下の、使用料及び貸借料で証明写真機使用料とありますが、玄関入り口のところに写真機がありますけども、これはリースなのでしょうか。そして申請に来られた方は、これは無料で使えるっていう形になっているのでしょうか。その点について教えてください。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えをいたします。町がリースをしているというものでは、ございません。

マイナンバーカードを申請される際につきましては、こちらについては、無料で行うことができます。

以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

この８０万円というのは、どういう事なのでしょうか。使用料で８０万円という、これり

一ス料かと思っていたのですが、違うという事なので、どういう金額なのか教えてください。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。実際の写真を利用した際につきましては、1枚800円かかりますので、それについて無料で今、町の方が行っておりますので、実際にかかった費用につきましては、こちらの方から設置している業者の方に、お支払いをさせていただくという事になっております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

使った分を本人は、無料ですけど申請者は無料ですけれども町がその分を払っていると。そうしたら、マイナンバーカードのもう残り申請がもう60%を切るぐらいなので、この証明写真機が、もうマイナンバーカードが、ある程度のところまで行けば、もうこの写真機は、もう撤去するという事になるのでしょうか。他の事で使えるからそのまま置いて置くのでしょうか。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。今すぐに撤去という事は、うちの方としては、考えておりません。普及率が、仮に100%になったといたしましても、更新手続等がございますので、そういった際には、また写真機が必要になるかと思っておりますので、考えておりません。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について24頁から39頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について38頁から45頁まで質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費について44頁から53頁まで質疑ありませんか。

○議員(4番 宇田川 亮君)

議長。

○議長(星 正彦君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

消防費の老朽消防施設等解体撤去費補助金というのがありますけれども、これはどこの  
場所で何でしょうか。

○総務課長(高橋 奈美江君)

議長。

○議長(星 正彦君)

総務課長。

○総務課長(高橋 奈美江君)

お答えいたします。今回、解体する場所につきましては、第4分団の格納庫で内田製菓前  
に設置しております格納庫になります。

以上です。

○議員(4番 宇田川 亮君)

議長。

○議長(星 正彦君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

第4分団の格納庫を撤去して、その後は、もうそのまま更地という形になるのでしょうか。

○総務課長(高橋 奈美江君)

議長。

○議長(星 正彦君)

総務課長。

○総務課長(高橋 奈美江君)

今回、議員がおっしゃるとおり今回につきましては、解体後は更地になるという事になっ  
ております。

以上です。

○議員(4番 宇田川 亮君)

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

という事は、もう第4分はもう機能してない。人がいないっていう事で理解していいんでしょうか。今、どういうふうになっているか教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

今回、第4分団の班の格納庫というふうな形になりますので分団の格納庫がなくなるといふわけではございません。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。10頁をお開きください。歳入は、一括して質疑をお受けします。

10頁から15頁について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第65号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第66号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。



(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第67号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第68号 令和4年度鞍手町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員(3番 田中 二三輝君)

議長。

○議長(星 正彦君)

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

タブレットページで9頁。1番最終ページですけれども、今回、900万円程度の増額という事でしたが、この内容から見たら修繕費及び動力費そして消費税という3本立になっているようですけれども修繕費というのは、通常の修繕費と突発的なメンテナンスと、いうふうな理解なのか、理解をした方がいいのか、それとも緊急的な工事または、突発的なそのポンプ等のメンテナンスというふう考えるのか。

そのへんをちょっと教えてください。

○上下水道課長(神谷 徹君)

議長。

○議長(星 正彦君)

上下水道課長。

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えいたします。この修繕費につきましては、今回修繕費の突発的な修繕費が多く発生しております。

今回主な原因としましては、6月の濁水で浮洲池に藻が大量発生しまして浄水場の施設、前処理施設等に負荷がかかったため、不具合が生じております。

また老朽化等による修繕等も数多く発生しており現時点で37件の修繕を行っているところですが。

今回、追加要求しております修繕費につきましては、早急な対応が必要な脱臭タンクの腐食した鉄ぶたの取替え、汚泥濃縮装置槽地下室内の漏水補修工事、前処理ろ過機内のろ過砂の更生作業の合計3本分の補正となっております。

以上でございます。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

その突発的なメンテナンスというのは、これから先も考えられるとは思いますが、本当にそのメンテナンス可能なのか、もうポンプ自体を変えた方が良いとか浄水場の施設自体の一部を改善している方が良いとか、そのへんは、担当としてどう考えています。

○上下水道課長（神谷 徹君）

議長。

○議長（星 正彦君）

上下水道課長。

○上下水道課長（神谷 徹君）

浄水場自体が、かなり古くなってきていますし、メンテナンスもかなり増えております。

町としましては、浄水場の更新をする場合は、今のところ令和20年度を目標にしております。ただ、この更新につきましては、今回議会の冒頭で行政報告をさせていただきましたけれども、広域の方の話も進んでおりますので、それと見合せながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

動力費の方については多分、電気料金の値上げといった事で発生した増加理由だと思うんですけど消費税の増加要因、これをちょっと具体的に教えてもらえます。

○上下水道課長（神谷 徹君）

議長。

○議長（星 正彦君）

上下水道課長。

○上下水道課長（神谷 徹君）

お答えいたします。この分につきましては、令和3年度の水道事業会計の決算が出まして、それに伴い、中間納付額が9月に決まっております。この中間納付が確定したことに伴いまして現時点での不足見込み分として179万9,000円を補正しているところでございます。

以上でございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第68号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

今回1社が償却資産を修正されたと、いう事になってはいますが、今回これ第2年度になるんですね。1年度は償却資産がないのかな。良く分かりませんが、これ1年度はどういうふうになるのですか。何も変更無しという事でいいのでしょうか。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。今回出させていただいております法人の申告書と、あと増加償却の申出書が提出された事によって今回この課税免除等の額が変更になるという事ですので今回、一緒に70号として議案に出させていただいている部分と2年度分のだけが変更というかその増加償却が対象になっているという事になっております。

以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

だいたい課税免除を３年間されるわけじゃないですか。そして、第１年度は全然修正なしで、第２年度だけ修正されて、その分だけの課税免除っていう形になっているのが、それで、いいんですかね、何かちょっと、分かるように説明してもらえませんか。その１年度との兼ね合いを。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えをいたします。１年度の分につきましては、今回、議案第７０号の方で、タカラスタンダードの１年度分の新たなものを課税免除を出していただいております。

今回ですね、６月の議会に提出させていただいていますものは新規ではなくてですね、第２年度分について６月の議会の課税免除として、……………。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。今、答弁整理をさせていますから。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

すいません。課税免除につきましては、償却資産が対象になっておるんですけども、対象となる償却資産につきましては、法人の申告の会計年度で処理をされるものとなっておりますので、今回につきましては、今回の申告の中で代表している部分ということで、今年６月に提案させていただいた償却資産の増加償却に該当するというので、今回変更になっておりますので、昨年、議案として提出させていただいた、課税免除額について変更はございません。

以上でございます。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

法人の修正申告に基づいて、そうしているということなんですけれども第２年度だけ修正されてですね、昨年の第１年度の部分は、全然修正がされていないというのは、その法人が申告していないっていうだけの理由なんですか。だったらおかしくなってくるんじゃないですかね。

課税免除しているんですから。免除し過ぎたらちょっとまずいんじゃないですか。本来もらわないといけない分を。その辺がどういうふうになっているのか。

○議長（星 正彦君）

今の質問、答弁整理させていただきますので途中休憩させていただきます。

休憩 午後 ２時００分

再開 午後 ２時０８分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。先ほどの宇田川議員の質疑に対して、石田課長が正確に答弁をしますので、よろしくお祈いします。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

すいません。それでは、正確に答弁させていただきます。

先ほど議員のほうが言われたタカラスタンドの第１年度分の課税免除の件なんですけれども、こちらの課税免除につきましては、昨年の１２月議会に提出をさせていただいております。

この提出させていただいた課税免除額につきましては、特別償却を反映した金額で課税免除しておりますので今回は、変更する事はございません。

以上でございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第６９号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６９号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１１ 議案第７０号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和４

年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第70号は、総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。日程第12 議案第71号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

○町長(岡崎 邦博君)

日程第12 議案第71号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第71号は、庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結であります。

本議案は、同事業を11月30日に3社で指名競争入札の結果、契約金額4億3,665万円、工期は、契約の効力の発生の日から令和6年8月31日までとし、契約の相手方は、戸田建設株式会社九州支店と契約を締結するものであります。

以上が、日程第12 議案第71号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○議長(星 正彦君)

これから、質疑を行います。

議案第71号について質疑ありませんか。

○議員(1番 添田 政勝君)

議長。

○議長(星 正彦君)

添田議員。

○議員(1番 添田 政勝君)

今回の工事で道路や外溝も終わって、後は備品や現庁舎の解体等が考えられるんですけども今後は、どのくらいの費用を見込んでいるのか教えてください。

○町長(岡崎 邦博君)

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今回の議案第71号につきましては、庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結に対する議案であります。

今後どのような費用が発生するかという事につきましては、この議案のものとは違うという事でございますので私自身、答弁を控えたいと思います。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

今回の落札後です、概算事業費が元々その約6.3億円だったと思うんですけど実際払う金額は、どういうふうになりますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今回、先ほども申しましたように戸田建設株式会社九州支店との請負契約の締結についての議案でございます。その点についてのご質問という事でお願いをしたいと思います。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この契約に係る金額といたしましては、契約金額4.2億3,665万円でございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これ見え方とかですね、その方の捉え方が大いにあるのかなと思うんですが提案理由でもですね、税込み価格4.2億円、先ほど町長も4.2億円ほどのですね、金額を言ったと思う

んですが、報道などではですね、税抜価格38億円と記載されているんですけど、これ町民の方とかいろんな方の捉え方によっては、38億円って捉えられている方たちも多々いるのかなと思うんですが、その記載についてですけど町から、こういうふうに書いて欲しいとかいう指示はあったりしませんよね。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

全く、ございません。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

町長は、いつも町民の方、町民の方と言われるのですが、そうしたらですね、記者、新聞だったら報道関係の方に逆にこちらの方から、こういうふうに記載して欲しいという提案はしないのでしょうか。考えてないのでしょうか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今のご質問につきましても、この契約の締結に対する議案とは、関わりがありませんので、答弁を控えます。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

その事によって報道されているんですけど。報道のことは関係ない。庁舎の事に、このことに関して報道されているので関係はしているのかなと思うんですが見る方は、それを見てこういう感じで町としては、進んでいるんだなど。皆さん、そういう形で把握されていると思うので関係あるんじゃないかなと思うんですけど。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。



○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

私どもは、報道についてとやかくいう事はありません。

この議案第71号については、請負契約の締結についてのご審議をいただくようになっておりますので、その締結について質疑をお願いしたいと思います。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

タブレットの4ページですが、建設工事とか電気工事が色々と書かれています。外構工事も、入っているようですけども、今回のこの契約で全ての工事が終わるっていうふうに理解していいのですか。

それとも橋とかそういったものまで、また別に工事があるのか今回、これで請負契約の締結によって下にあるようなモデルのような形のもが全部出来上がるのかどうか、駐車場とか、後そういったアスファルト工事、そういったものまで含めてでき上がるんだという理解でいいのか、そのへんをちょっと教えて下さい。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議員がおっしゃる通り、この金額の中で全て工事が完了するという事になっております。以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そうしますと、これで全部でき上がってあとは中の備品関係とか、そういったものとか、引越しの費用とか、そういったものはまた別に考えなきゃいけないんだろうけども、現段階で、この工事きっと今まで使っているものとで当初予定していた金額というか、そういったものの範疇なのかどうかっていうのは、そこまで聞いて良いですかね。町長、どうですか。

的が外れていますかね。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほどから、何度も繰り返しますがこれは、請負契約の締結についての議案でございますので、その事についてご質問いただければと思います。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

また特別委員会なり、何らかの委員会なりで聞きたいと思います。

最後、当然今の情勢等々で考えた場合に、現時点のものと前月、前々月のものっていうのは我々が、ちょっとした物を買う時だってそういった資材とかそういったものに関しては、かなり値上がりしているような実感があります。

今後のことをいうなど町長は、いかもかもしれませんけど、これ変更等で対応するのか、この金額で行っていただいて業者さんの方とはもう、この金額で行っていただくんだという理解でいいのかそのへんは、どうですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。議員がおっしゃる部分につきましては、契約の変更等々、それから金額の変更が今後あるのではないだろうかというふうな懸念の内容だとは思っております。

今回の発注内容の通り、工事が進むことは、第1ですが、40億円を超える大規模事業であり、設計段階で想定できないものが出てくる可能性も否定は出来ません。

しかし多少の変更増減は、あるものと想定はしております。その中で大きいものとしては、工期の変更と物価スライドの適用が考えられますが、その状況が発生すれば契約金額の変更増減が生じる可能性はあるかと思っております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

入札結果を見ますと、例えば8月の5日に1回目の入札を行って、不落に終わったわけですが、この時、今回落札された戸田建設株式会社九州支店の方は、8月の段階では入札を辞退されております。

今回、落札されたわけですが、これ何か理由があるのでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回の入札の内容について、ご説明をさせていただきたいと思います。

8月5日に入札不落になった事を受けまして、設計金額の再積算、コストダウンの検討及び工期の見直しを行い、9月議会に一般会計補正予算の追加議案を上程し、11月4日に臨時議会にて議決をいただいたところです。

その後、11月7日に当初の資格審査の上、参加資格要件を満たしている7社を指名いたしまして、11月30日に再度の入札を実施しております。

結果、3社が応札をされまして、予定価格の範囲内の最低価格で応札をいたしました戸田建設株式会社九州支店が落札となりました。

今回、公募型指名競争入札を実施した場合、入札の実施までに2ヶ月程度の時間を要することから、更なる資材の高騰等による物価上昇により、予定価格を上回ることが懸念されたため参加資格の上、参加資格要件を満たしております7社を再度、指名させていただき、入札をさせていただきました。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

いや、私が聞いているのは、前回8月5日の日は、戸田建設は、一旦手を挙げてあって、それから入札を辞退されてある。前回は、入札を辞退されたのに今回手挙げて落札をされたわけですが、入札を辞退された理由というのが分かるのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

少し答弁を整理しますので、時間を下さい。

先ほどの宇田川議員の質問に対して、総務課長が答弁します。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。前回、戸田建設が辞退をされた理由につきましては、おそらく見積り金額が合わなかったのだろうという事を考えております。

今回につきましては、補正予算で予算計上させていただいたところを業者さんも判断をされて見積り金額に合うというふうを考えられて応札をされたので入札に参加されたのではないだろうかと思っております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

見積り金額が合わなかったというのは、当初の53億円の事を言っているのでしょうか。

最初53億円で、全体の総事業費が53億円の時に、そのうちの庁舎建設費の予定価格が31億5,900万円で入札をした結果それから10億円近くの開きがあったわけですが、この31億5,900万円なんかとても無理だと。いう事で辞退されたという予測なんでしょうか。だけど他の3社については、8月の時点では、それを大幅に超える10億円近く超えた額でも入札に参加されてあったわけですが、その戸田建設自体は、例えばその額になったとしても何で入札に参加しなかったのだろうかという、ちょっと不思議に思うわけで入札を辞退するにあたって何か理由とかいうのは無いんでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

今回の戸田建設におかれましては、見積り段階の時に予算額を超えていたのではないかというふうに思われます。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第71号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。

明日、15日から19日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日、15日から19日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 午後 2時40分